

# 岩手県営建設工事請負契約書例文等の改正について

平成8年3月19日建振第369号  
土木部内各室課長、各地方公所長  
あて 土木部長通知

標記について、平成7年5月の中央建設業審議会勧告を踏まえ、下記のとおり改正し、平成8年度から施行することとしましたので遺漏のないようにしてください。

## 記

### 1 改正例文等施行時期

平成8年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

[4月1日前行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で4月1日以降に締結されるものについては従前の例による。]

### 2 改正点

#### (1) 契約書例文

別添「別記改正一覧表」及び「岩手県営建設工事請負契約書例文改正逐条内容資料」のとおり。

#### (2) 契約の保証に関する特則【新設】

役務的保証措置による必要のある場合の規定として新設。

#### (3) 債務負担行為に係る契約の特則

① 契約会計年度以外の会計年度については、予算の執行が可能となる以前に前払金或いは部分払金の支払いを請求することができない旨規定。

② 契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う場合について規定。

### 3 履行保証措置の見直し

#### (1) 金銭的保証措置の原則

中央建設業審議会勧告及び自治省行政局長通達の趣旨を踏まえ、工事完成保証人制度を廃止し、これに代わる履行保証措置として、請負者の債務不履行による発注者の損害を填補する金銭的保証措置（契約金額に対する保証金額の割合1/10以上）を原則とする。

保証体系としては、契約保証金を含めた幅広い保証手段を認めるものとし、その選択は、請負者に委ねるものとする。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

③ 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（いわゆる履行ボンド）による保証

⑤ 債務不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

#### (2) 役務的保証措置の特例

(1)のとおり、原則は金銭的保証とするが、供用開始時期を延期できない等の特殊事情により、経済的損失の補填のみでは不十分な場合には、契約金額に対する保証金額の割合を3/10以上とする公共工事履行保証証券（いわゆる履行ボンド）による保証措置を求めることができるよう、「契約の保証に関する特則」として規定整備。

### 4 金銭的保証措置の取扱いに関する留意事項

#### (1) 契約書頭書のうち契約保証金欄の記載方法

① 公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約の締結による場合は「免除」と記載する。

② ①以外の場合は、契約金額の1/10の額を記載する。

③ なお、会計規則第112条第10号又は第11号の規定により契約保証金を免除することとした場合は「免除」と記載する。

#### (2) 3の(1)の③のうち「銀行、発注者が確実と認める金融機関」の範囲

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とする。〔銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用

協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合]

(3) 履行保証措置別の提出書類等

| 履行保証措置     | 提出書類等  | 提出時の確認事項  |
|------------|--|---|
| 契約保証金      | 契約保証金（領収書の提示）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書に記載された金額が契約保証金額以上であること</li> </ul>  |
| 有価証券等      | 有価証券納付書及び会計規則第 122 条に規定する有価証券等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券等の総額が契約保証金額以上であること</li> </ul>   |
| 金融機関等の保証   | <p>銀行等の保証に係る保証書<br/>           (※)ただし、保証事業会社が交付する保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証事業会社が定め契約担当者が認める措置を講ずることができるものとする（以下「電磁的方法による提出」という。）。この場合において、落札者は当該保証書を提出したものとみなす。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名宛人が契約担当者であること</li> <li>・保証人が適切な金融機関等であり押印があること（電磁的方法による提出の場合、押印は必要ない）</li> <li>・保証委託者が落札者であること</li> <li>・保証債務の履行について保証する旨の文言があること</li> <li>・保証債務の内容が債務不履行による損害金の支払であること</li> <li>・保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること</li> <li>・保証金額が契約保証金額以上であること</li> <li>・保証期間が工期を含むものであること</li> <li>・保証債務履行請求期限が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること</li> <li>・契約の解除が破産管財人（破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された者をいう。以下同じ。）、管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任されたものをいう。以下同じ。）又は再生債務者等（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された者をいう。以下同じ。）の場合も保証対象とする内容であること。</li> </ul> |
| 公共工事履行保証証券 | 保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者（履行保証保険の場合には被保険者）が契約担当者であること</li> <li>・保証人（履行保証保険の場合には保険会社）の記名押印があること</li> <li>・債務者（履行保証保険の場合には保険契約者）が落札者であること</li> <li>・公共工事中用保証契約基本約款（履行保証保険の場合には履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合には保険契約を締結した旨）の記載があること</li> </ul>  |
| 履行保証保険契約   | 保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主契約の内容（履行保証保険の場合には契約の内容）としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること</li> <li>・保証金額（履行保証保険の場合には保険金額）が請負代金額の 1 / 10 以上であること</li> <li>・保証期間（履行保証保険の場合には保険期間）が工期を含むものであること</li> <li>・契約の解除が破産管財人、管財人又は再生債務者等の場合も保証対象とする内容であること。</li> </ul>   |

(4) 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金等の金額が変更後の請負代金額の5/100以下になるときは、当該金額を1/10以上に増額変更するものとする。

(5) 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、請負者から契約保証金等の金額を変更後の請負代金額の1/10の金額以上に保たれる範囲で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、当該額を変更後の請負代金額の1/10以上に保たれる範囲で請負者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、履行保証保険の場合は、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(6) 工期の延長時の取扱い

契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(7) 工期の短縮時の取扱い

契約担当者は、工期の短縮を行おうとする場合で、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮するものとする。なお履行保証保険の場合は、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

(8) 履行遅滞時の取扱い

契約担当者は、履行遅滞が生じた場合において、損害金を徴して工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(9) 請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約担当者は、契約書別記第43条、第44条又は第44条の2に該当するときは、速やかに工事請負契約を解除し、次に掲げる手続きを行うものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事完成の見込みがあるときは、契約書別記第50条第1項第1号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

① 契約保証金の場合

内部手続きのみ。ただし、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収する。

② 有価証券等の場合

①に同じ。

③ 金融機関等の保証の場合

請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（下記様式例）及び契約解除通知書の写しを金融機関等に提出するとともに、納入通知票を金融機関等あて送付するものとする。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収する。

〔様式例〕

## 保証金（保険金）請求書

年 月 日

（金融機関等及び保険会社名）御中

契約担当者職氏名 印

請負者〇〇〇と締結した工事請負契約（工事名〇〇〇）を解除しましたので、下記金額の支払を請求します。なお、支払方法については、別途、納入通知票を送付しますので、それに従ってください。

記

請求金額

円

証券番号

（注）・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

### ④ 公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合

請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険にあっては保険金額）が違約金の金額未満の場合は保証金額（履行保証保険にあっては保険金額））を記載した保証金請求書（履行保証保険にあっては保険金請求書）（様式例は③に同じ）、契約解除通知書の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出するとともに、納入通知票を保険会社あて送付するものとする。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収する。

### (10) 工事完成時の取扱い

① 契約保証金の場合 還付する。

② 有価証券等の場合 還付する。

③ 金融機関等の保証の場合

保証事業会社以外の金融機関等が保証した場合には、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後、保証書を請負者を通して当該金融機関等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合には、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま保管するものとする。ただし、電磁的方法による提出の場合は、その出力書面又は電磁的記録を保管するものとする。

なお、保証書を請負者に交付する際は、請負者から保証書を受領した旨の受領書（下記様式例）を提出させ、受領書及び保証書の写しを一緒に保管するものとする。

〔様式例〕

## 保証書に係る領収書

契約担当者職氏名 殿

年 月 日

住所  
氏名

貴職より保証書を受領したので、金融機関等に返還すること及び今後、保証書の滅失、毀損等について一切の責任を負うことを約します。

### ④ 公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合

請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も証券をそのまま保管するものとする。

### (11) 履行保証措置についての入札参加者への明示

設計図書の縦覧に際して、別添 1 に掲げる事項を入札参加者へ明示するものとする。

5 役務的保証措置の取扱い

契約の保証については、金銭的保証措置を原則とするが、供用開始時期を延期できない等の特殊事情により役務的保証措置を要求することとした場合の具体の事務手続きについては、事前に十分な時間的余裕をもって出納局総務課へ協議されたいこと。

6 その他

契約関係の各種様式については、従来、昭和 50 年 3 月 15 日付け土総第 1937 号により取り扱ってきたが、今回の契約書例文等の改正を踏まえた見直しを行い、別途通知するものであること。

「別記改正一覧表」及び岩手県営建設工事請負契約書例文改正逐条内容資料」省略

平成 8 年 3 月 19 日建振第 369 号  
本庁各部局長、議会、監査委員  
及び各委員会の事務部局の長、  
医療局長、企業局長、土木部内  
地方公所長あて 土木部長通知

標記について、平成 7 年 5 月の中央建設業審議会勧告を踏まえ、下記のとおり改正し、平成 8 年度から施行することとしましたのでお知らせします。

記省略

## 別添 1

### ○ 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。ただし、落札者は、以下の③の規定による保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保証書を提出したものとみなす。

#### ① 契約保証金納付に係る領収書

ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を（契約担当者）に提示すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、（契約担当者）の指示に従うこと。

ウ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

#### ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

ア 契約保証金の金額に相当する会計規則第 122 条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を（契約担当者）に提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、（契約担当者）の指示に従うこと。

ウ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

#### ③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「（契約担当者 職 氏名）」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとすること。

ク 契約の解除が破産管財人（破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された者をいう。以下同じ。）、管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任されたものをいう。以下同じ。）又は再生債務者等（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された者をいう。以下同じ。）の場合も保証対象とする内容であること。

ケ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、（契約担当者）の指示に従うこと。

コ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

サ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、(契約担当者) から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の債権者の欄には、「(契約担当者 職 氏名)」と記載されるように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとする。

カ 契約の解除が破産管財人、管財人又は再生債務者等の場合も保証対象とする内容であること。

キ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、(契約担当者)の指示に従うこと。

ク 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には「(契約担当者 職 氏名)」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 契約の解除が破産管財人、管財人又は再生債務者等の場合も保証対象とする内容であること。

ク 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、(契約担当者)の指示に従うこと。

ケ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、会計規則第112条第10号又は第11号に該当するときは、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

※ (契約担当者)又は(契約担当者 職 氏名)の部分は、知事或いは地方公所長名を記載するものとし、取り繕って使用すること。